

報告第 1 号

令和 7 年度健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年法律第 9 4 号）第 3 条第 1 項の規定により、令和 7 年度の健全化判断比率について、別紙のとおり監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和 8 年 9 月 4 日提出

階上町長 荒 谷 憲 輝

（単位：％）

実 質 赤 字 比 率	連結実質赤字比率	実 質 公 債 費 比 率	将 来 負 担 比 率
— (1 5 . 0 0)	— (2 0 . 0 0)	9 . 2 (2 5 . 0)	— (3 5 0 . 0)

備考

- 1 実質赤字比率又は連結実質赤字比率がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「—」と記載している。
- 2 階上町の早期健全化基準を括弧内に記載している。

◇————◇

提案理由

令和 7 年度の健全化判断比率について報告するものである。

（参考）

▽地方公共団体の財政の健全化に関する法律

（健全化判断比率の公表等）

第 3 条 地方公共団体の長は、毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率

（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該健全化判断比率を議会に報告するとともに、当該健全化判断比率を公表しなければならない。

令和7年度 健全化判断比率審査意見書

1 審査の概要

- (1) 審査の対象 令和7年度 健全化判断比率
- (2) 審査の期日 令和8年8月3日
- (3) 審査の場所 階上町役場
- (4) 審査の方法

健全化判断比率審査は、町長より提出された令和7年度健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として、審査を実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された次の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成しているものと認められる。

(単位：％)

区 分	健全化判断比率	早期健全化基準	備 考
実 質 赤 字 比 率	－ (実質赤字額なし)	15.00	
連結実質赤字比率	－ (実質連結赤字額なし)	20.00	
実 質 公 債 費 比 率	9.2	25.0	
将 来 負 担 比 率	－ (将来負担額なし)	350.0	

注 「－」は、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び将来負担比率が生じていないことを示す。

(2) 個別意見

- ア 実質赤字比率は、実質赤字額が生じていないため、算定されない。
- イ 連結実質赤字比率は、連結実質赤字額が生じていないため、算定されない。
- ウ 実質公債費比率は、9.2であり、早期健全化基準の25.0％を下回っている。
- エ 将来負担比率は、将来負担額が生じていないため、算定されない。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。